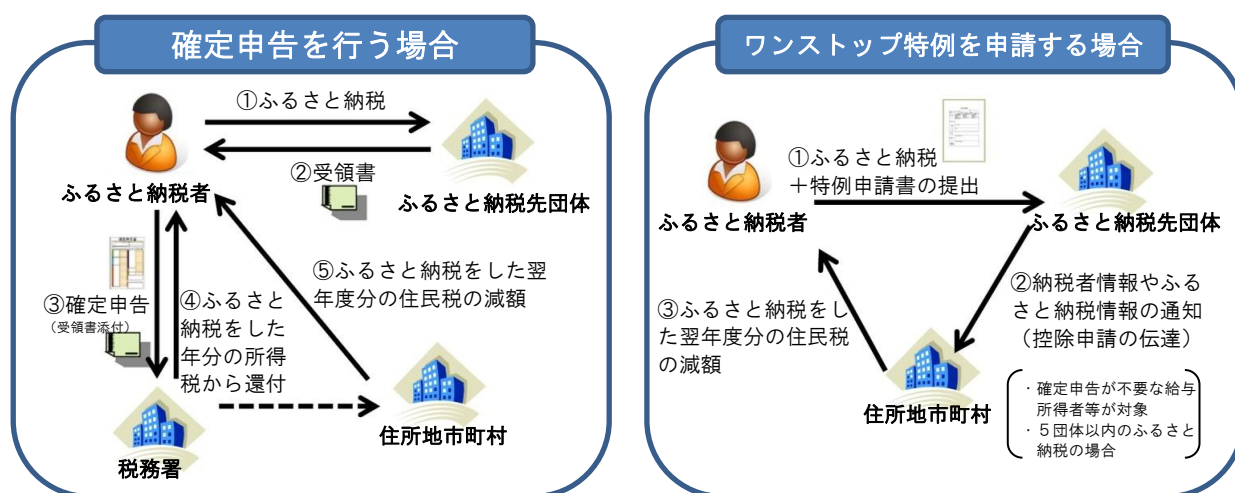


# ふるさと納税ワンストップ特例制度について

●確定申告や住民税申告が不要な給与所得者等が、ふるさと寄付を行う場合の申告手続きを簡素化する特例制度です。

●寄付先団体（都道府県及び市区町村）へワンストップ特例の申請を行うと、寄付先団体がお住まいの市区町村へ寄付情報を通知することで、翌年度の住民税から確定申告を行った場合と同額（※）が控除されます。（※）所得税控除分相当額も含めて住民税から控除されます。



## 《注意点》

◎ワンストップ特例の申請を行った方が、確定申告を行った場合や、5団体を越えてふるさと納税を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。（控除額が変動するわけではありません）

◎ワンストップ特例の申請内容に変更（引っ越しなどによる住所の変更など）が生じた場合は、変更届出書（第55号の6様式）にて変更手続きを行なってください。

◎特例の申請及び変更届出は、必要事項の記入及び捺印のうえ、新上五島町へ提出してください（FAX及び電子メールでの提出は不可）。また、送料は申請者負担となります。



### 【ふるさと納税に関するお問い合わせ先】

新上五島町 財政課 財政班  
TEL 0959-53-1167  
FAX 0959-53-1100

